

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

千葉県公安委員会規則第8号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年千葉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中「千葉県警察本部」を「千葉県警察のホームページに掲載するとともに、公安委員会」に、「掲示し、かつ、千葉県報に登載して」を「掲示して」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の行政不服審査手続に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公示について適用し、同日前にした公示については、なお従前の例による。